

令和4年第9回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和4年9月13日（火） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫 ・ 酒井 勉  
松野 芳正 ・ 野々村 貢 ・ 福田 正義 ・ 河田 均  
舘林 朋子 ・ 江崎 美咲 ・ 西垣 隆 ・ 林 安廣  
梶下 信孝 ・ 山口 貴範

欠席委員

櫻井 宏 ・ 清水 健吉 ・ 高橋美穂子

議長

栗本 恒雄

農地利用  
最適化推  
進委員

伊藤 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 塩谷 芳美  
大野 政司 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則 ・ 加納 康男  
岸野 治郎 ・ 栗原 修司 ・ 酒井 秀男 ・ 杉本 宜永  
高橋 直美 ・ 戸崎 和美 ・ 永田 俊幸 ・ 林 俊朗  
福井 恒夫 ・ 堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇  
宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦 ・ 村瀬 東三 ・ 山中 敏彰

事務局

事務局長	横井 敬太	副主幹	佐藤 智香
主査	小木曾高志	主査	吉村 雅子
主査	高橋 伸和	主任	三輪 幸
主任主事	宮地 結花	主事	臼井 健人

議 事

- 議案第 41 号 農業委員会委員の担当地区の決定について
- 議案第 42 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 43 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 44 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 45 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 議案第 46 号 令和 5 年度農業施策に関する要望書について
- 報告第 30 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 31 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 32 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議長

それでは、令和4年第9回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は、18名中15名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。  
議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。  
それでは、議席番号10番河田均委員、議席番号11番館林朋子委員の両委員、よろしくお願いたします。  
なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議長

それでは、議案の審議に入ります。  
議案第41号農業委員会委員の担当地区の決定についてを議題といたします。  
これまで、村木多蔵委員が担当していた合渡地区が農業委員不在となりましたので、どのように決定したらよいか、お諮りいたします。事務局は何か案を持っていますか。

横井事務局長

案を御用意しております。

議長

事務局に案があるとのことですので、発表していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声多数あり】

議長

御異議がないようですので、発表していただきます。

横井事務局長

事務局案を、配布させていただきます。  
農業委員の皆様担当地区を持って活動していただいておりますが、現在、合渡地区を担当する農業委員が不在となっております。  
今後、様々な活動を行ううえで、この地区に住所地に近い委員に担当していただくのが良いのではないかと思いますので、合渡地区を西垣隆委員に担当していただく案でございます。  
説明は以上でございます。

議長

ただいま、議案第41号について説明を受けました。  
議案第41号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 御発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第41号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第42号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転2件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

吉村主査 それでは、議案第42号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

3ページをお願いします。

1番、黒野地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2番、茜部地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。  
以上でございます。

議長 ただいま、議案第42号について事務局から説明がありました。  
各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

それでは、1番、黒野地区は、野々村委員、お願いします。

野々村委員 1番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

8月17日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では水稻の栽培を行うとのことでした。

受人は地域の取り決め等も十分理解されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

議長 ありがとうございます。

続きまして、2番、茜部地区は、林安廣委員、お願いします。

林(安)委員

2番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。  
8月8日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。  
申請地では水稻の栽培を行うとのことです。  
なお、受人は近くに田を所有し水稻をしております。適正に管理をしておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
議案第42号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第42号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第43号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第43号について説明いたします。  
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。  
5ページの総括表を御覧ください。  
今回は、1件、357平方メートルです。  
6ページをお願いします。  
1番、三輪地区の申請は、一般個人住宅敷地に転用するものです。  
申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。  
第1種農地の転用は、原則不許可ですが、既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設の2分の1を超えないため、許可し得るものです。  
以上でございます。

議 長

ただいま、議案第43号について説明を受けました。

議案第43号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第43号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第44号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第44号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

8ページの総括表を御覧ください。

今回は、1件、合計15平方メートルです。

9ページをお願いします。

1番、合渡地区の申請は、所有権の移転により、一般個人住宅の駐車場に転用するものです。申請地近隣の土地が、今回の受人の一般個人住宅として令和4年2月に許可済となっております。

申請地は、水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設及び医療施設があるため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第44号について説明を受けました。  
議案第44号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第44号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第45号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は、2件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第45号について説明いたします。

10ページをお願いします。

今回は、2件提出されており、特例適用農地面積は、4,504.50平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けられるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第45号について説明を受けました。

議案第45号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第45号について、賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして議案第46号令和5年度農業施策に関する要望書についてを議題といたします。

8月1日に生産対策専門委員会及び耕地対策専門委員会、8月4日に環境対策専門委員会及び農政対策専門委員会を開催いたしました。

その後、8月22日に役員会を開催し、専門委員会ごとに研究討議されました要望事項を審議検討し、「要望書」として取りまとめましたので提案いたします。内容については、事務局から説明いたします。

佐藤副主幹

それでは、議案第46号について、説明いたします。

議案書13ページからの要望書案は、会長から御説明がありましたとおり、各専門委員会及び役員会を経て、6項目13の要望を取りまとめております。

14ページを御覧ください。国、県、市など要望先に提出する要望書のがみとなります。

15ページを御覧ください。要望事項の一覧となります。

16ページ以降に、それぞれ要望内容を記載してあります。

まず、1「農地利用の集積・集約化、担い手対策」についての要望事項です。

本市農業の維持・発展のため、担い手不足対策として、担い手の育成・支援、担い手への農地利用集積・集約化及び農作業の機械化が必要不可欠であることから、次のことについて要望します。

(1) スマート農業の推進について、スマート農業について、導入に対する支援策を充実されたい。

(2) 法人に対する支援について、法人化への支援について、関係機関が連携してその時々状況に応じた支援の情報提供に努めるとともに、支援策を充実されたい。

(3) 小規模農家への支援について、農業者に対する各支援策について、積極的な情報発信に努めるとともに、小規模農家が充実した補助を受けられるよう支援策を充実されたい。

続きまして、2「遊休農地の発生防止・解消」についての要望事項です。

農業者の高齢化や後継者不足に加え、遠隔地居住者や非農家への相続により年々増加傾向である遊休農地対策のため、次のことについて要望します。

(1) 遊休農地の再生作業について、遊休農地について営農再開する際に、土壌改良や高低差をなくす作業が必要な場合があるため、再生作業に係る支援を充実されたい。

続きまして、3「有害鳥獣対策」についての要望事項です。

市内全域で増加しているジャンボタニシや小型有害鳥獣等による被害に対応するため、次のことについて要望します。

(1) 害虫防除について、気象状況の変化により、思わぬところで害虫が発生するため、防虫剤の散布時期等、できるだけ早く情報を発信してほしい。

(2) ジャンボタニシ対策について、水路において冬場にジャンボタニシの一斉駆除を行うなど、対策を取られたい。



続きまして、17ページを御覧ください。

#### 4 「農業基盤整備対策」についての要望事項です。

農業用水利施設の改良・維持管理、ほ場整備等により、農作業の効率化を図り、農地利用の集積・集約化を推進するため、次のことについて要望します。

(1) 基盤整備について、①電柱が立ったことにより、電線が農機具に引っかかるのではないかと心配している。電柱を立てる際に、農作業への影響を考慮されたい。②水田にきれいな水を入れるための用排水路の分離、圃場の拡大のための畦畔除去及び用水路内への土砂堆積防止、用水路の劣化による水漏れ防止など、農業基盤整備を推進されたい。③用水路や農地に面する路肩の舗装方法などを考慮されたい。

(2) 用排水路や法面の管理について、農業者が実施する畦畔等の除草作業に伴い、周辺道路の通行に支障をきたす場合があるため、市から市民に対して作業の周知をされたい。

続きまして、5 「都市農業振興対策」についての要望事項です。

市街化区域で盛んな園芸農業、郊外の市街化調整区域における水田農業等、多様な形態の農業がバランスよく発展していくため、次のことについて要望します。

(1) 生産緑地制度について、認定農業者等だけでは都市農業を維持できないため、一団の農地面積500平方メートル以上を400平方メートル以上に引き下げる、認定農業者等以外も対象にするなど条件を緩和されたい。また、申込方法、期間等、農業者に対し広く情報を発信されたい。

続きまして、6 「その他」の要望事項です。

(1) 水田農業への助成について、水田農業について引き続き助成を推進されたい。また米については労働に見合った値段での買い取りに努められたい。

(2) 農業に関する研究・開発について、高温に強い品種の研究・開発及び気候に合わせた育成スケジュールの作成を推進されたい。

18ページをご覧ください。

(3) 農薬、肥料、農業用資材等について、①農薬、農業用資材等の高騰について、支援を進められたい。②肥料の高騰を伴う支援について、条件や手続きの簡素化に努めるとともに、下水から肥料を作るなど肥料の高騰を補う施策を進められたい。③農薬について、高齢者に扱いやすい少量サイズでの袋売りを検討されたい。④化学肥料を減らす場合、堆肥・鶏糞を使用する必要があるが、堆肥・鶏糞がトン単位で販売されており、小さ

な営農組合等では搬送ができないため、運搬用トラックのリース、レンタルができるような仕組みを検討されたい。

(4) 農地周辺地域の防災・減災対策について、近年の集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、農地周辺におけるため池や農業用排水施設等の補修、改築を行い、防災・減災対策を推進されたい。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第46号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

奥村農地利用  
最適化推進委員

はい。

議長

はい、どうぞ。

奥村農地利用  
最適化推進委員

有害鳥獣対策に関して、害虫防除について記載がありますが、防虫剤の散布は、耕作放棄地にはできない。その点についてはどのような対策をとられるのでしょうか。耕作放棄地があると害虫が発生し、近隣の農地にまで及んでしまう。耕作放棄地が隣にある場合の害虫防除を含めて、要望したほうがよいのではないのでしょうか。

佐藤副主幹

今の御意見を要望書に記載するかを検討し、次回の総会にてまたお諮りしたいと思います。

奥村農地利用  
最適化推進委員

また、それぞれの委員会の中でドローンの活用の話が出たと思いますが、その話はされたのですか。

佐藤副主幹

ドローン調査については、岐阜市農業再生協議会が、現在は現地の調査を依頼させていただいております農政推進委員の皆様等への負担軽減と効率的な業務遂行のために令和4年度に試行したもので、導入するのであれば、撮影後の画像解析についても委託を検討しているとのこと。専門委員会では、ドローン部隊を作るとか、市の職員でドローンの資格を取得し実施したらよいのではないかという意見があったと思いますが、農業委員会のほかの部署でもドローンを使うかどうかについてはこれからのことですので、今の時点ではそのようなことは考えておりません。

奥 村農地利用  
最適化推進委員

今後推進していくという方向で、農業委員会だけではなく他の分野も含めて推進していくのがよいのではという見解が出まして、これは市長の方針でもあるので、岐阜市全体で職員のドローン部隊を作ってもらえるよう、検討していただきたいと思います。

横井事務局長

市役所業務の広範囲でドローンの活用ができるのではないかと御意見だと思いますが、今回の要望書は各委員会の中で最終的に委員長及び役員の皆様を集まっていた内容について審議検討されたもので、農業委員会として要望するものであり、またあくまでも農業振興についての要望になりますので、ドローンの全般的な活用ということは要望の中には入っておりませんので御了承いただきたいと思います。

また、先程の、耕作放棄地を含めた対策をとった御意見についてですが、おっしゃるとおり耕作放棄地による有害鳥獣等の影響はあると考えられますので、それは要望書に盛り込んでほしいと思います。この場で委員の皆様にお諮りし、それをふまえた有害鳥獣の対策ということでの文言を設けさせていただきたく、事務局から提案させていただきます。

議 長

ただいま、事務局長より説明がありましたが、委員会としてただいまの件を取り入れてもよろしいかお諮りいたします。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議がないようでございますので、そういったことを取り入れ、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

そのほかに御意見はございますか。

村瀬（忠）農地利  
用最適化推進委員

はい。

議 長

はい、どうぞ。

村瀬（忠）農地利  
用最適化推進委員

3の「有害鳥獣対策」について、（1）の害虫（2）のジャンボタニシのほかにも、北西部だと最近町の中にイノシシやクマ、サルが出るとか報道されておりますが、田植え後すぐにシカが見受けられたり、果樹についてはハクビシンやアライグマ、ヌートリアなどが多く発生し被害を受けております。害虫やジャンボタニシに加えて、（3）として有害鳥獣の被害

対策についてもここに挙げないと、(1) (2) だけでは少ないのではないかと疑問を抱きましたが、いかがでしょうか。

佐藤副主幹

今回の専門委員会では(1) (2) の意見が出たので今回はこの二つに絞らせていただいたのですが、今御意見がありました有害鳥獣への対策についての記載について、この場で諮っていただければと思います。

議長

皆様にお諮りいたします。ただいま村瀬農地利用最適化推進委員から御発言ございました件につきまして、付け加えて要望してよろしいかお諮りいたします。御意見を頂戴いたします。

【「異議なし」との声多数あり。】

議長

了解いただきました。ありがとうございます。  
そのほか、議案第46号について御発言ございませんか。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第46号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

議案につきましては、以上でございます。  
続きまして、報告に移ります。  
報告第30号から第32号について、事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、報告第30号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について説明いたします。許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

20ページをお願いします。

届出は、36件、合計63,001.20平方メートルです。

続きまして、報告第31号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

22ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は、15件、合計6,012平方メートルです。

明細は、23ページから25ページです。

続きまして、報告第32号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

27ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出は、70件、合計32,816.96平方メートルです。

明細は、28ページから44ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和4年8月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

奥村農地利用  
最適化推進委員

議案とは別の質問になりますが、よろしいでしょうか。

議長

はい、どうぞ。

奥村農地利用  
最適化推進委員

以前はタブレットと紙の両方を使って総会を行っていましたが、今年はなぜタブレットの使用はなくなったのでしょうか。

議長

事務局説明をお願いします。

吉村主査

昨年度は総会で皆様にタブレットをお持ちいただき、議案等をご覧いただいていたのですが、それは、農業会議より昨年度のみタブレットの貸与がありまして、試験的に運用していたものです。今年度はそれがなくなりましたので、タブレット無しで紙ベースの議案を皆様にお渡ししております。

奥 村農地利用  
最適化推進委員

委員会としては、タブレットを導入という考えはあるのかないのか聞かせてください。

横井事務局長

昨年度は試験的に総会においてタブレットを使っていたいただきましたが、人・農地プランの法制化、農業委員や農地利用最適化推進委員の業務の効率化、可視化が国の方針で示され補助されることになっておりますので、本市農業委員会におきましても来年からタブレットを導入する予定にしております。現在そのための準備を進めているところですので、お伝えさせていただきます。

奥 村農地利用  
最適化推進委員

ありがとうございました。コピー用紙の節約にも繋がると思っていますので、ぜひよろしくお願いします。

横井事務局長

おっしゃるように紙の削減ということでもタブレットを活用することになります。大きい画面ではない為、どうしても見づらいこと、その操作に慣れていただく必要があるかと思えます。昨年度はタブレットと紙資料の両方お配りしていましたが、来年以降はタブレット中心の方向で進めさせていただきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議 長

そのほか、何かございますか。

議 長

なければ、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 43 分閉会を宣す。